【自動継続自由金利型定期預金M型規定】（スーパー定期）

1.【自動継続】

(1)この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金M型に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

〈単利型〉

2.【利息】

(1)この預金の利息は、預け入れ日(継続をしたときはその継続日。以下、2.(1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記 1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金M型」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2)この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金M型の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A　預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B　中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金M型と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金M型（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金M型に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた別表 1.の利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

3.【中間利息定期預金】

(1)中間利息定期預金の利息については、前記2. の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として証書の発行または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄（通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に提出してください。
③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に提出してください。

〈複利型〉

4.【利息】

(1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記I.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた別表1．の利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

5.【預金の解約、書換継続】

(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄（通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に申出てください。

6.【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

附則　平成 23 年 4 月 1 日制定施行
平成 25 年 4 月 1 日改正施行
平成 27 年 10 月 5 日改正施行
平成 30 年 1 月 1 日改正施行
令和 2 年 4 月 1 日改正施行

別表１．　自由金利型定期預金M型（スーパー定期）の中途解約利率一覧

契約期間 預入期間	１ヵ月以上 １年未満	１年以上 ２年未満	２年以上 ３年未満	３年以上 ４年未満	４年以上 ５年未満	５年以上 ６年未満	６年以上 ７年未満	７年以上 ８年未満	８年以上 ９年未満	９年以上 １０年未満	１０年
６ヵ月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
６ヵ月以上 １年未満	約定利率 ×50%	約定利率 ×50%	約定利率 ×30%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%
１年以上 １年半未満		約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×30%	約定利率 ×20%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%
１年半以上 ２年未満		約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×30%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%
２年以上 ２年半未満			約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%
２年半以上 ３年未満			約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%
３年以上 ４年未満				約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%	約定利率 ×30%	約定利率 ×30%	約定利率 ×30%	約定利率 ×30%
４年以上 ５年未満					約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%
５年以上 ６年未満						約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%
６年以上 ７年未満							約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×40%
７年以上 ８年未満								約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%
８年以上 ９年未満									約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×50%
９年以上 １０年未満										約定利率 ×70%	約定利率 ×60%